

## 認証の詳細

### <一人乗り用ぶらんこ>

#### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 溶接設備	3. 適切に溶接ができること。
4. 穴あけ設備	4. 適切に穴あけができること。
5. 旋削設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切に旋削加工ができること。
6. かな加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	6. 適切にかな加工ができること。
7. みぞ取り加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	7. 適切にみぞ取り加工ができること。
8. プラスチック成形設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	8. 適切にプラスチックの成形ができること。
9. 研磨設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	9. 適切に研磨加工ができること。
10. メッキ設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	10. 適切にメッキができること。
11. 塗装設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	11. 適切に塗装ができること。
12. 組立設備  ただし、12 項以外の設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	12. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。

表2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. 1. 栓ゲージ（直径 5 及び 13mm で精度±0.1mm のもの）を備えていること。 1. 2. 栓ゲージ（直径 40mm で精度±0.1mm のもの）又は同等以上の性能を有するものを備えていること。 1. 3. 鋼製直尺（60～700mm が測定できるもの）又は同等以上の性能を有するものを備えていること。 1. 4. ノギス（50mm まで測定できるもの）又は同等以上の性能を有するものを備えていること。 1. 5. 分度器（座面と背もたれとの角度が測定できるものであって最小目盛 1 度のもの）又は同等以上の性能を有するものを備えていること。 1. 6. 砂袋（底面直径 150mm の円筒形であって重さ 15kg のもの）を備えていること。 1. 7. 重錘若しくはばねばかり（30kg の荷重を加えることができるもの）又は同等以上の性能を有する装置を備えていること。
2. 安全性試験設備	2. 傾斜板（十分な剛性を有するもの）を備えていること。
3. 強度試験設備	3. 1. 重錘（30kg の荷重を加えることができるもの）又は同等以上の性能を有する装置を備えていること。ただし 1. 7. 項で重錘を備えている場合はこの限りでない。 3. 2. 砂袋（底面直径 150mm の円筒形であって重さ 10kg のもの）を備えていること。 3. 3. 引張試験装置（S G 基準 3（9）に規定する性能を有するもの）を備えていること。
4. 耐久性試験設備	4. 耐久性試験装置（S G 基準 5. に規定する性能を有するもの）を備えていること。ただし 3. 3 引張試験及び 4. 耐久試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者は、当該試験設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

形式	(1) I 形のもの (2) II 形のもの (3) III 形のもの (4) IV 形のもの
材質	(1) 鋼製のもの (2) アルミニウム合金製のもの (3) 木製のもの (4) その他
構造	(1) 保護わくのあるもの (2) 保護わくのないもの
附属品	(1) あるもの (2) ないもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</li> <li>・ 材料試験（食品衛生法 370 号）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> </ul>	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 88,000 円（税抜 50,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221	1 個/型式 試料を送付する際はメモ 添付等分かるようにして ください。

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 2 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。


表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 37mm×37mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク 表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する 場所に SG ラベルを送付します。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	22 円/個 (税抜 20 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 2 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072(968)2226 FAX. 072(968)2221

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先								
一般財団法人 日本文化用品安全試験所	(1) 基準適合性検査 88,000 円（税抜 80,000 円）  ※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。  (2) 同等性確認検査（①+②+③） ① 22 円/個（税抜 20 円/個） ② ロットの大きさ毎の額 <table border="1" data-bbox="505 1215 1076 1423"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>16,500 円（税抜 15,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>27,500 円（税抜 25,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>38,500 円（税抜 35,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> ③ 同等性確認検査に要する旅費等（委託検査機関の規程に基づく額）	ロット数	検査料	160 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）	161～650	27,500 円（税抜 25,000 円）	651～1,600	38,500 円（税抜 35,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料									
160 以下	16,500 円（税抜 15,000 円）									
161～650	27,500 円（税抜 25,000 円）									
651～1,600	38,500 円（税抜 35,000 円）									

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 37mm×37mm です。交付単位は 50 枚です。</p> <div data-bbox="782 499 1036 743" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2026/4/1 : 外枠化・料金変更